

中核機関及び権利擁護センターの役割と支援の流れ

R5.8.9更新

機能	中核機関に求められる具体的な役割	中核機関			地域の相談支援機関等 (金融機関等の機関も含む)
		あま市		あま市社会福祉協議会	
		高齢福祉課 基幹地域包括支援センター	障がい福祉課 障がい福祉係	社会福祉課 権利擁護センター (中核機関の主導役)	法人後見「サポートあま」、日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、障害相談支援事業所
広報・啓発	【広報】 ①パンフレット設置 ②講演会 ③各種研修会 ④担当者への個別周知	①設置 ②参加・協力 ③参加・協力 ④協力		①作成・設置 ②企画・主催 ③企画・主催 ④企画・主催(地域での広報活動の展開)	①設置 ②参加 ②参加 ④担当者への周知
	【啓発】 ①講演会及び市民向け講演会 ②行政、福祉、医療向けの研修 ③民生委員等の地域関係者への啓発活動	①参加・協力 ②参加・協力		①企画・主催 ②企画・主催 ③定例会等にて周知	①参加 ②参加
相談	【発見・気づき】 ①ケースの発見 ②明確な相談窓口の設置				
	【インテーク・アセスメント】 ③権利擁護支援のアセスメント ④成年後見ニーズの見極め				
	【支援方針の検討】 ⑤支援方針の検討・決定 ⑥市長申立ての決定 ⑦日常生活自立支援事業からの移行				
利用促進	【申立てに関わる相談】 ①本人・親族申立て支援 ②市長申立て 【受任調整】 ③候補者のマッチング				

中核機関及び権利擁護センターの役割と支援の流れ

R5.8.9更新

